

令和6年第11回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年11月5日 開会

令和6年11月5日 閉会

令和6年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年11月5日（火）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- （1）農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- （3）令和6年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について
- （4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- （5）山武市農作業別標準賃金の作業区分の追加について

出席委員（14名）

欠席委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和6年度第8次農用地利用集積計画案の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第8 議案第5号 山武市農作業別標準賃金の作業区分の追加について

令和6年11月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議長

これから、令和6年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号1番井野委員、議席番号10番高宮委員、議席番号11番中山委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号3番雲地委員及び議席番号4番小川委員を指名いたします。

◎報告

議長

日程第3の前に、私から1件、報告いたします。

前回第10回総会、日程第8議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてにつきましては、管理状況の改善を条件として許可相当として意見を付すことにいた

しました。

この件について現地の確認をしたところ、適切に肥培管理がされており、また、作物も収穫されて、出荷されておりました。川島推進委員も確認済みでございます。よって、第10回総会における議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請については、条件が満たされたことを報告いたします。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案1号1番について説明いたします。

今回の申請は、売買による所有権の移転であります。

譲渡人は、現在一人住まいで、70歳近くになって自分が亡くなった後のことを考え、兄弟と相続について話したところ、管理ができないということで、たまたま譲受人と知り合い、今回の話がまとまったとのことでした。

地元としては問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員に求めま

す。

鈴木委員

議席番号 13 番、鈴木と申します。よろしくお願いします。

推進委員の齋藤さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 2 の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。1 号議案のナンバー 2 について説明させていただきます。

譲渡人は、譲受人と同じ養豚関係で以前より知り合いで、今回、売買ということをお願いされました。譲受人は、これから頑張ってやりたいそうなので、よろしくお願いします。

また、現地も確認してきましたが、何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 2 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 2 番、小山でございます。

ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。申請番号3について御説明いたしま
す。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、経営規模拡大のため、自分の耕作地に近い申請地を取
得したい、譲渡人は、高齢であり、農業経営を縮小したいというこ
とです。この二人は親戚関係であります。

また、先日、現地を確認してきたところ、数年前より耕作してい
ないために草が生い茂っていましたが、除草すれば耕作できるよう
な状況でしたので、特に問題はないかと思います。よろしく御審議
をお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めま
す。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。
申請番号3についてなんですけれども、今、伊藤推進委員が説明
してくださったとおりでございます。

よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当し
ないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。ナンバー4について説明いたしま
す。

本件は、贈与による所有権移転でございます。譲受人の方におい
ては規模拡大のため、また、譲渡人におきましては、経営規模縮小
のためです。

ただ、一番の理由は、ここが一番下に作田川が流れていまして、
その拡幅工事によって田んぼ自体が非常に異形な形になってしまっ
たと。そのため、隣接地の所有者に耕作をしていただくということ
で、今回、贈与による所有権移転となったそうです。

地区としましては、全く問題ございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めま
す。

雲地委員 議席番号3番、雲地です。
申請番号4号について、今、推進委員の堀越さんが説明してくだ
さったとおりでありまして、権利者については、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。ナンバー5について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、住居を移転いたしまして、農地の管理ができないとい
うことです。また、譲受人は、規模拡大とのことです。また、身内
関係になりますので、地元としては何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号16番小川委員に求めま
す。

小川委員

16番、小川でございます。

ただいま地区担当推進委員が説明したとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全て満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号6及び7は関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号6及び7を一括審議としてよろしい
でしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。
申請番号6及び7は、一括審議といたします。
申請番号6及び7の説明を隣接地域の推進委員、布施委員に求め
ます。

布施推進委員

隣接地区推進委員の布施です。申請番号6及び7について説明させて
いただきます。
贈与による所有権移転です。
現地を確認してまいりましたが、申請番号6の譲受人は、この申
請のあった農地の両隣を既に耕作しておりまして、自身が所有する
申請番号7の農地と交換して利便性を高めたいとのことで双方合意
し、今回の申請になったものです。何ら問題はないと思われま
すので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号8番増田委員に求めま
す。

増田委員

隣接農業委員、議席番号8番、増田です。
ただいまの布施推進委員さんの説明のとおりです。
私も、現地を確認してまいりましたが、何ら問題ありませ
ん。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6及び7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第2号1番について説明いたします。

今回の申請は、建売分譲住宅6棟の建築を目的とした所有権移転の申請です。この場所は宅地化が進んでおり、大型商業施設も近いなど、分譲地として最適であることから、譲受人が今回の事業を計画し、遠方に住んでおり土地の管理に苦慮していた譲渡人との話がまとまり、今回の申請に至ったところです。

先ほど現地を確認してまいりましたが、申請地は周辺に農地はなく、地元としても問題ないかと思われます。

よろしくお願いします。

議長

現状の説明が終わりました。

現地調査の報告を廣口委員に求めます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。

先ほど現地を確認してまいりました。内容は、齋藤推進委員が説

明したとおりです。

本件は、第二種農地への建売分譲住宅6棟の新設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

御審議、よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、令和6年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第3号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

番号1は、議席番号3番、雲地委員の申請案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。これにより、審議の方法についてお諮りいたします。

番号2から番号8までを一括審議とし、その後、番号1を審議することとして御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は、番号2から番号8までを一括審議とし、その後、番号1を審議いたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号2及び3の報告を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。番号2について説明いたします。
更新です。
露地野菜、レタス、人参、他に多品目を生産しており、さんぶ野菜ネットワークに出荷しております。土壌分析に基づく適正施肥で生産の合理化を図っていくとのことです。

続いて番号3です。これも更新です。

複合経営で、やはりレタスと人参を中心に生産を行っており、さんぶ野菜ネットワークの組合員です。組合でも、中心的な役割を担ってきた方で、特に問題はありません。

以上です。

議長

番号4の報告を隣接地区推進委員の山下委員に、番号5、6及び7の報告を地区担当推進委員の同じく山下委員に求めます。

山下推進委員

まず、番号4を説明します。

新規ですが、親からの事業継承です。地元の組合を通してスイカ、人参を主力で栽培しております。よろしくお願いします。

また、番号5、こちらも新規ですが、事業継承です。

有機栽培を行っており、人参、レタス、里芋、落花生等をさんぶ野菜ネットワークのほうに出荷しております。よろしくお願いします。

また、番号6、こちらは更新です。こちらも有機栽培です。根菜、葉茎菜とありますが、人参、レタス、落花生等、いろいろ作っております。よろしくお願いします。

また、番号7、こちらも有機栽培です。こちらは新規です。露地3町歩ぐらいとハウス1町歩ぐらいで、ピーマン、人参、レタス、キャベツ等の葉茎菜類を中心に有機栽培で地元の業者に販売しております。

以上です。

議長

番号8の報告を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。番号8について説明します。

新規です。

家族4人で、主に若い夫婦が中心となって水稻とトウモロコシを栽培しています。安定した経営を目指すということです。よろしくお願いします。

議長

番号2から8までについて、推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

番号2から8までを一括して採決いたします。

番号2から8までを原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。番号2から8までは、原案のとおり承認することに決定いたしました。

番号1について審議をいたします。ここで議席番号3番、雲地委員の退室を求めます。

(雲地委員 退室)

議長

再開いたします。

番号1の報告を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。番号1について説明いたします。更新です。

露地野菜、レタス、人参が中心で、本人と妻の2人で生産しています。緑肥、堆肥を活用し、土づくりに努めていくそうですので、よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。

番号1を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。番号1は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

雲地委員に関する議事が終わりました。同委員の入室を認めます。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、山武市農作業別標準賃金の作業区分の追加についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
運搬費を追加することの是非について、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。藤田委員。

藤田委員 この件については、個人的な問題であって、農業委員会で議論する場ではないと思います。
例えば、年貢がありますよね。1俵のところもあれば1俵半のところもある。それは個人的な問題であって、3俵払おうが、4俵払おうが、我々が口を出す場ではないと思います。
以上です。

議長 ほかに、意見ございませんでしょうか。

小川委員 今、藤田委員が言ったとおりです。

議長 それでよろしいでしょうか。

小川委員 いいです。

議長 では、運搬費を追加しないという意見が出ましたので、来年度は追加しないということに決定でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 では、そういうことで、運搬費は追加しないということに決定いたしました。
これは1年ごとの賃金と同じ考え方といいますか、そういうこと

なので、また後に出てくる可能性もありますので、それはそのときに審議することということで、よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様方から御意見等ありましたら、ございませんでしょうか。

◎閉 会

議長

それでは、御意見がないようですので、本日の総会を閉会といたします。どうも御苦勞様でございました。